

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」ご利用ガイド
＜パソコン版＞
14 章 届書の電子申請

第3.1 版

2025年3月3日

目次

【14 章】	届書の電子申請	2
1	届書の電子申請とは	2
1.1	届書の電子申請の概要	2
1.2	お手続きの流れ	3
2	操作の流れ	4
2.1	届書を電子申請する（年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付））	4
2.2	届書を電子申請する（老齢年金請求書（特別支給の老齢厚生年金受給者用））	20
2.3	届書を電子申請する（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）	32
2.4	届書を電子申請する（年金生活者支援給付金請求書）	40
2.5	届書を電子申請する（年金受取機関変更届）	47
2.6	届書を電子申請する（国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、還付金振込方法（変更）申出書）	60
2.7	届書を電子申請する（国民年金保険料口座振替辞退申出書）	69
2.8	電子申請済みの届書を確認する	76

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

【14章】 届書の電子申請

1 届書の電子申請とは

1.1 届書の電子申請の概要

「届書の電子申請」サービスは、日本年金機構に提出する主要な届書を「ねんきんネット」の画面上で作成し、電子申請するサービスです。本サービスを利用すると、以下の機能により、届書を作成できます。

- ・ 基礎年金番号や生年月日など、基本情報の自動表示
- ・ 入力した項目のエラーチェック

※ 本サービスを使用するためにはマイナンバーカードが必要です。

また届書の電子申請にはマイナンバーカードに設定されている署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）が必要となります。

パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

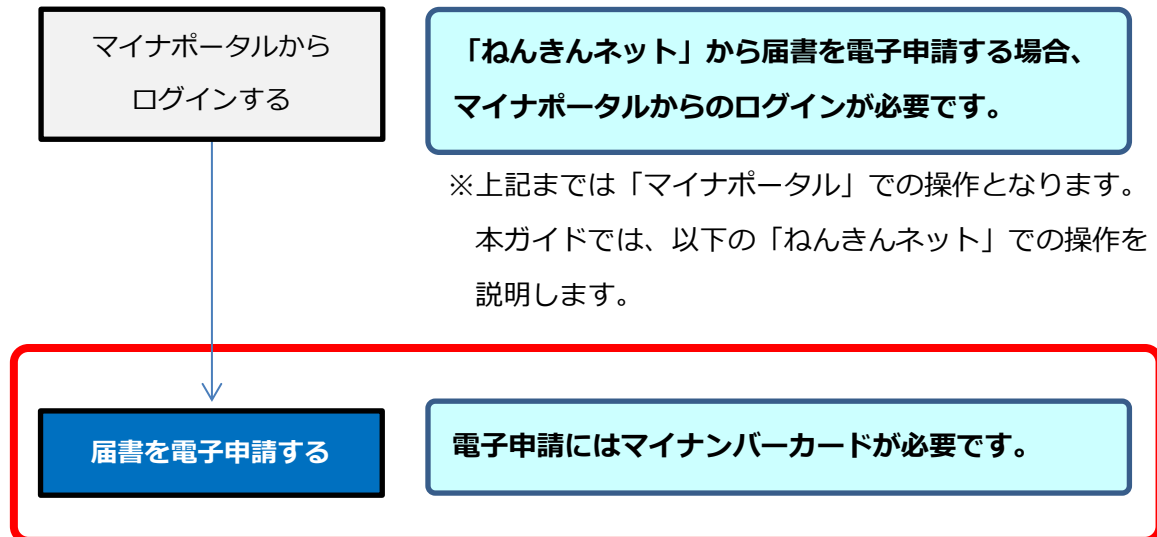
- 本サービスで作成できる届書一覧 -

手続き	届書の名称	届書が必要なとき
年金を請求する方の手続き	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	受給開始年齢に達し、老齢年金を受け取る権利が発生した方が、年金を受け取る時
	老齢年金請求書（特別支給の老齢厚生年金受給者用）	特別支給の老齢厚生年金（65歳前の年金）を受け取っていた方が、引き続き65歳から年金を受け取る時
年金を受給している方の手続き	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	受給している老齢年金から源泉徴収される所得税について、各種控除を受けるとき
	年金生活者支援給付金請求書	年金生活者支援給付金を受け取る権利が発生した方が、年金生活者支援給付金を受け取る時
	年金受取機関変更届	年金を受け取っている方が、受取金融機関（口座）を変更するとき
国民年金保険料に関する手続き	国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、還付金振込方法（変更）申出書	国民年金保険料を口座振替により納付するとき
	国民年金保険料口座振替辞退申出書	国民年金保険料の口座振替をやめるとき

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

1.2 お手続きの流れ

「ねんきんネット」で届書を作成し、電子申請してください。
なお、事前にマイナンバーカードを使用してマイナポータルにログインする必要があります。



「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2 操作の流れ

2.1 届書を電子申請する（年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付））

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）は、以下の流れで作成できます。

※画面イメージは、65歳で老齢年金を受け取る権利が発生し、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する利用者を例とします。

作成する届書には個人情報が含まれます。

会社やインターネットカフェなど、不特定多数の方が利用するパソコンで作成する場合はご注意ください。

「マイナポータル」

届書を電子申請するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-5 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-6 「申請する届書を選択する」
3	P.14 章-7 「老齢年金を請求する（注意事項）」
4	P.14 章-8 「老齢年金を請求する（申請情報の入力再開）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3 章 基本操作・各種設定

① 【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



② 【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「届書を電子申請する」



③ 【申請する届書を選択する】ボタンをクリック

「申請する届書を選択する」画面が表示されます。

「申請する届書を選択する」



④ 老齢年金請求書（はじめて老齢年金を請求する場合）の【届書を作成する】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（注意事項）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（注意事項）」

ねんきんネット

トップページ 年金記録を確認する 将来の年金額を試算する 通知書を確認する 届書を申請する その他の便利な機能を利用する 各種設定を変更する ログアウト

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（注意事項）

手順1 注意事項 ▶ 手順2 事前確認 ▶ 手順3 基本情報 ▶ 手順4 配偶者情報 ▶ 手順5 子情報 ▶ 手順6 口座情報 ▶ 手順7 支援給付金 ▶ 手順8 扶養申告書 ▶ 手順9 内容確認 ▶ 手順10 電子署名 ▶ 手順11 申請完了

今回「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の電子申請でお手続きいただく年金は、「老齢基礎年金・老齢厚生年金」（65歳からの年金）です。
「老齢厚生年金」については、厚生年金保険・船員保険の被保険者期間がある場合に支払われます。
以下より、画面の案内に沿ってお手続きください。
※ 受給開始年齢になる誕生日の前日からお手続きいただけます。

老齢年金を請求する（注意事項）

ご準備いただくもの

- マイナンバーカード
- 配偶者または子の情報を登録する場合は、該当する方のマイナンバー（または基礎年金番号）が確認できるものも必要です。
- マイナンバーカードの署名用電子証明書はダウンロード済み

電話での相談

電話でのお問い合わせは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル（無料）」をご利用ください。

お問い合わせ先
0120-08-6001

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165 となります（この場合、通常の通話料金が発生します）。

窓口での相談

全国の年金事務所または街角の年金相談センターの窓口にて年金相談を承っております。窓口にお越しの際は、事前に相談日時を予約の上、お越しください。予約の申し込みは、インターネットや予約受付専用電話でお手続きいただけます。詳しくは [予約相談について](#) をご覧ください。

よくあるご質問

日本年金機構のホームページによくあるご質問を掲載しています。
詳しくは [年金Q&A](#) をご覧ください。

[届書選択画面へ戻る](#) [次へ](#)

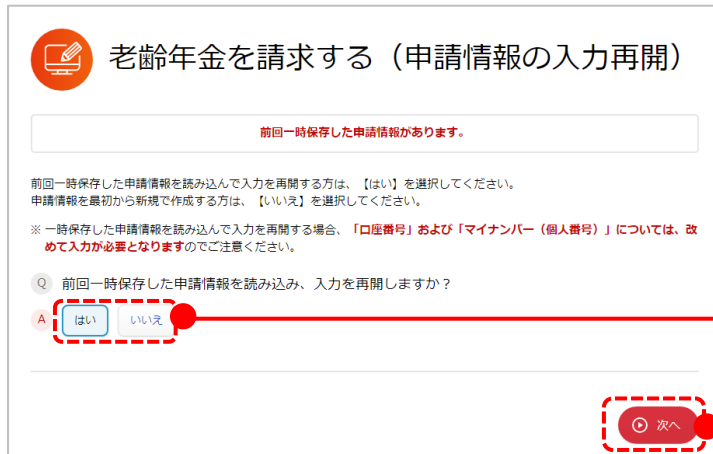
⑤ 画面に表示される老齢年金を請求する前の注意事項（電子申請を利用できない方の説明や年金の受け取りに関する説明）を確認し、問題がなければ、【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「老齢年金を請求する（事前確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

※以前に「年金請求書」を作成・一時保存していた場合、
「老齢年金を請求する（申請情報の入力再開）」画面が表示されます。
【はい】を選択すると、前回の続きから入力を再開することができます。



老齢年金を請求する（申請情報の入力再開）

前回一時保存した申請情報があります。

前回一時保存した申請情報を読み込んで入力を再開する方は、【はい】を選択してください。
申請情報を最初から新規で作成する方は、【いいえ】を選択してください。

※一時保存した申請情報を読み込んで入力を再開する場合、「口座番号」および「マイナンバー（個人番号）」については、改めて入力が必要となりますのでご注意ください。

Q 前回一時保存した申請情報を読み込み、入力を再開しますか？

A

次へ

① 前回一時保存したデータを読み込んで入力を再開するか（【はい】ボタン）、新規で作成するか（【いいえ】ボタン）を選択します。

② 【次へ】ボタンをクリック

「はい」を選択した場合、「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（事前確認）」

⑥ 画面に表示される事前確認事項にすべて回答します。

※回答の途中でメッセージが表示された方は、メッセージの案内にしたがってください。

公金受取口座の登録がお済みでない方は、[公金受取口座の登録](#) からお手続きいただけます。
ご登録後、再度電子申請をご利用ください。

※ 年金の振込先を公金受取口座以外とする場合は、電子申請ではなく、郵便でお送りしている年金請求書にてお手続きください。

【これまでの年金の加入状況】ボタンをクリックして、加入記録を確認してください。

年金加入記録の確認

これまでの年金加入記録をご確認ください。

年金加入記録

※ 事業所の勤務期間の（年）年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

項目	事業所（給付所）の名称および給付であったときその給付名	勤続期間または国民年金の加入期間
1	国民年金	(a) 昭和54. 4. 1 (b) 昭和57. 4. 1
2	○○株式会社	(a) 昭和57. 4. 1 (b) 平成20. 4. 1
3	□□株式会社	(a) 平成20. 4. 1 (b) 令和 6.10. 1

※ 過去の加入記録が反映されていない場合があります。
加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、[お近くの年金事務所](#) へお問い合わせください。

⑦ 【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）

手続1 注意事項 ▶ 手続2 事前確認 ▶ **手続3 基本情報** ▶ 手続4 配偶者情報 ▶ 手続5 子情報 ▶ 手続6 口座情報 ▶ 手続7 支給給付金 ▶ 手続8 扶養申請書 ▶ 手続9 内容確認 ▶ 手続10 電子署名 ▶ 手続11 申請完了

老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）

基本情報

以下の基本情報をご確認ください。
氏名、住所を修正する場合は、【修正】ボタンを押し、入力してください。

項目名	申請内容	
基礎年金番号	1234-567890	
氏名	年金 次郎	修正
氏名カナ	ネンキン ジロウ	修正
生年月日	昭和24年12月13日	
郵便番号	181-2222	修正
住所	三鷹市下連雀三鷹ヶ丘団地	修正
住所カナ	ミタカシモレンジヤクミタカガオカダンチ	修正

住民票情報との確認について [+開ける](#)

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号（携帯也可）を入力ください。

項目名	申請内容	
電話番号1	- -	修正

※ 電子申請受付後、後日申請内容についてご確認させていただくことがあります。
予備の電話番号があれば【電話番号の追加入力】ボタンを押し、入力してください。（最大2件まで入力可能）

[電話番号の追加入力](#)

婚姻期間

年金の加入状況の確認のため、現在婚姻している、または過去に婚姻していた期間がある場合は【婚姻期間がある】を選択のうえ、婚姻期間を入力してください。

[婚姻期間がある](#) [婚姻期間がない](#)

旧姓名

年金記録の確認のため、改姓・改名されている場合は、旧姓名および旧姓名を使用していた期間を入力してください。

[旧姓名の入力](#)

[申請内容を一時保存する](#)

[前のページへ戻る](#) [次へ](#)

⑧ 画面に表示される請求者の基本情報（基礎年金番号、氏名等）の内容に誤りがないかを確認します。基本情報を修正する場合は、修正したい項目の【修正】ボタンを押し、修正後の情報を入力します。

※【修正】ボタンを押した場合のイメージ

年金 次郎 [修正](#)

氏名

全角文字（漢字、カタカナ、アルファベットのいずれかで、姓・名合わせて25文字以内）で入力してください。また、姓と名の間にスペースを入力してください。

(例) 年金 太郎

【?】ボタンをクリックすると各入力項目の説明を参照できます

⑨ 電話番号を入力します。

【電話番号の追加入力】ボタン【婚姻期間がある】ボタン・【旧姓名の入力】ボタンをクリックすると、入力欄が表示されます。

[電話番号の追加入力](#)

項目名	申請内容
電話番号1	- -

婚姻期間

年金の加入状況の確認のため、現在婚姻している、または過去に婚姻していた期間がある場合は【婚姻期間がある】を選択のうえ、婚姻期間を入力してください。
※ 婚姻期間がない場合は、【婚姻期間がない】を選択してください。

[婚姻期間がある](#) [婚姻期間がない](#)

旧姓名

年金記録の確認のため、改姓・改名されている場合は、旧姓名および旧姓名を使用していた期間を入力してください。

[旧姓名の入力](#)

項目名	申請内容
旧姓名1	(例) 旧姓 太郎
旧姓名カナ1	(例) キョウジ シロウ
旧姓名の生年月日1	元号 選択 年 選択 月 選択 日
旧姓名の婚姻期間1	元号 選択 年 選択 月 選択 日

⑩ 【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「老齢年金を請求する（配偶者情報の確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「老齢年金を請求する（配偶者情報の確認）」

⑪ 画面に表示される質問事項にすべて回答します。

⑫ 【次へ】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（子情報の確認）」画面が表示されます。

「老齢年金を請求する（子情報の確認）」

⑬ 画面に表示される質問事項にすべて回答します。

⑭ 【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「老齢年金を請求する（口座情報入力）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「老齢年金を請求する（口座情報入力）」

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（口座情報入力）

手順1 注意事項 ▶ 手順2 事前確認 ▶ 手順3 基本情報 ▶ 手順4 配偶者情報 ▶ 手順5 子情報 ▶ 手順6 口座情報 ▶ 手順7 支給額付金 ▶ 手順8 扶養申告書 ▶ 手順9 内容確認 ▶ 手順10 電子署名 ▶ 手順11 申請完了

年金用語集
年金制度で利用される用語の内容をご確認ください。

老齢年金を請求する（口座情報修正）

■ 口座情報の入力

年金の受取先の口座情報を入力してください。

※ 現在、登録いただけるのは「公金受取口座」のみです。

※ インターネット専用銀行のうち、年金の振込ができない銀行がありますのでご注意ください。
➔ [年金Q&A インターネット専用銀行で年金の受け取りはできますか。](#)

項目名	申請内容
受取機関	必須 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） ゆうちょ銀行（郵便局）

⑮ 年金を受け取る口座の情報（※）を入力します。

※電子申請で年金の受取先に指定できる口座は「公金受取口座」のみです。「公金受取口座」以外の口座で年金の受け取りを希望する場合は、電子申請を利用できません。

【金融機関（ゆうちょ銀行を除く）】を選択した場合
※【ゆうちょ銀行（郵便局）】を選択した場合は、次々ページから操作を再開してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)

項目名	申請内容
金融機関検索	必須 金融機関名を検索する
金融機関名	必須
金融機関の支店名	必須
預金種別	必須 お選びください
口座番号	必須
口座番号 (再入力)	必須 再入力 (確認用)
口座名義人氏名カナ (全角)	必須 ※ 下記の受給権者氏名 (カナ) と一致していることを確認してください。
受給権者氏名 (カナ)	ネンキン タロウ
振込先の確認	必須 ☐ 上記の公金受取口座を利用する。

申請内容を一時保存する
次へ

⑩ 【金融機関名を検索する】ボタンをクリックし、金融機関名、支店名の順に選択します。

金融機関名を検索する

1 金融機関の検索

金融機関名を金融力TMで入力し、検索してください。

- 小文字の力TMは、大文字に自動変換して検索します。
- 例) 「北沢銀行」を検索する場合、「キョウサイドウ」と入力してください。
[更新ボタン] を押さえる場合、「キョウサイ」と入力してください。
- アルファベットを含む支店名の場合は、カナ文字で検索してください。
- 例) 「三菱UFJ銀行」を検索する場合、「ミツビシユーエフジエイ」と入力してください。
- JA (農協、信用) やJ (信用、信用連) 等は、略称で検索してください。
- 例) 「東京都市信用組合」を検索する場合、「アモリョウシヨウゴ」と入力してください。
「東京都市信用組合」を検索する場合、「アモリョウシヨウゴ」と入力してください。

検索キーワードを入力

検索

【キ】が含まれる金融機関

Y2009年07月1日～10月31日現在、1,141

検索	金融機関名	金融機関名 (フリガナ)	
1	岩崎AA002 (内訳: 岩崎AA002)	イノシマAA002	選択
2	岩崎AA003	イノシマAA003	選択
3	岩崎AA004	イノシマAA004	選択
4	岩崎AA005	イノシマAA005	選択

⑬ 公金受取口座の各項目を入力します。

⑮ 【次へ】 ボタンをクリック

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

【ゆうちょ銀行（郵便局）】を選択した場合
※【金融機関（ゆうちょ銀行を除く）】を選択した場合、
次ページから操作を再開してください。

ゆうちょ銀行（郵便局）

項目名	申請内容
貯金通帳の口座番号の「記号・番号」 ?	必須 ※ 記号が5桁未満、番号が8桁未満の場合は、それぞれの先頭に「0」を加えて、記号5桁、番号8桁として入力してください。 記号 - - 番号
貯金通帳の口座番号の「記号・番号」（再入力） ?	必須 再入力（確認用） 記号 - - 番号
口座名義人氏名カナ（全角） ?	必須 ※ 下記の受給権者氏名（カナ）と一致していることを確認してください。 （例）ネンキン タロウ
受給権者氏名（カナ）	ネンキン タロウ
振込先の確認	必須 ☐ 上記の公金受取口座を利用する。

申請内容を一時保存する

④ 前のページへ戻る

⑤ 次へ

⑱ 各項目に入力します。

⑳ 【次へ】ボタンをクリック

「年金生活者支援給付金を請求する」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「年金生活者支援給付金を請求する」

年金生活者支援給付金の支給要件に該当していない利用者の方は、本画面は表示されません。
次ページから操作を再開してください。

① 年金生活者支援給付金を請求するか、請求しないかを選択します。

② 【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「扶養親族等申告書を提出する」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「扶養親族等申告書を提出する」

②③ 扶養親族等申告書を提出するか、提出しないかを選択します。

【提出する】を選択した場合

※【提出しない】を選択した場合、次ページから操作を再開してください。

「老齢年金を請求する（申請内容確認）」

②④ 【開ける】ボタンをクリックして
受給者情報・配偶者情報・扶養親族情報を入力します。

②⑤ 【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「老齢年金を請求する（申請内容確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

トップページ > オンラインで届書の確認と申請をする > 老齢年金を請求する（申請内容確認）

手順1 注意事項 ▶ 手順2 事前確認 ▶ 手順3 基本情報 ▶ 手順4 配偶者情報 ▶ 手順5 子情報 ▶ 手順6 口座情報 ▶ 手順7 支援給付金 ▶ 手順8 扶養申告書 ▶ 手順9 内容確認 ▶ 手順10 電子署名 ▶ 手順11 申請完了

老齢年金を請求する（申請内容確認）

注意：申請はまだ完了していません。
申請内容をお確かめの上、ページ下部の申請ボタンより申請してください。

1 質問及び回答内容

順番	質問	回答
1	公金受取口座の登録	登録済み
2	配偶者または、18歳未満の子	いない
3	年金の受け取り状況	受け取っている

扶養親族等情報を修正

申請内容を一時保存する

前のページへ戻る

電子申請メニューへ戻る

電子署名を付与して申請する

各表の下にあるボタンをクリックすると、内容を修正することができます。

申請は誕生日の前日からとなります。前日より前の場合は入力内容を一時保存していただき、誕生日の前日以降、一時保存データを読み込んで申請を再開してください。

②⑥ 【電子署名を付与して申請する】ボタンをクリック

「電子署名の付与」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「電子署名の付与」

電子署名の付与

注意：申請はまだ完了していません

ICカードリーダーをPCに接続して、マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、【電子署名を付与する】を押してください。その後、画面の表示に従って署名用電子証明書パスワードを入力してください。署名用電子証明書パスワードとは、マイナンバーカードを受け取った際に利用者自身で設定した英数字6～16桁のパスワードです。（4桁のパスワードではありませんのでご注意ください。）※ 5回間違えるとロックされてしまうため、ご注意ください。

電子署名を付与する

⑳ マイナンバーカードおよび IC カードリーダー（パソコンに接続してマイナンバーカードを読み取り可能な機器）をセットし【電子署名を付与する】ボタンをクリック

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」画面が表示されます。

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」

マイナポータル

マイナンバーカードの署名用電子証明書パスワード（6～16桁の英数字）を入力してください。

パスワードを表示する

OK キャンセル

㉑ 署名用電子証明書パスワードを入力します。

㉒ 【OK】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（完了）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（完了）」

The screenshot displays the 'ねんきんネット' (Nenkin Net) interface. At the top, there is a navigation bar with links: トップページ (Top Page), 年金記録を確認する (Check Pension Record), 将来の年金額を試算する (Calculate Future Pension Amount), 通知書を確認する (Check Notification), **届書を申請する** (Apply for Statement) (highlighted in red), その他の便利機能を利用する (Use Other Convenient Functions), 各種設定を変更する (Change Various Settings), and ログアウト (Logout). The main content area shows a progress bar with 11 steps: 手順1 注意事項 (Step 1: Precautions), 手順2 事前確認 (Step 2: Pre-check), 手順3 基本情報 (Step 3: Basic Information), 手順4 配偶者情報 (Step 4: Spouse Information), 手順5 子情報 (Step 5: Child Information), 手順6 口座情報 (Step 6: Account Information), 手順7 支那給付金 (Step 7: China Payment), 手順8 扶養申告書 (Step 8: Support Declaration), 手順9 内容確認 (Step 9: Content Confirmation), 手順10 電子署名 (Step 10: Electronic Signature), and 手順11 申請完了 (Step 11: Application Completed) (highlighted in red). Below the progress bar, a red icon and the text '老齢年金を請求する（完了）' (Old-age pension application (completed)) are shown. A red message box states: '年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）の申請が完了しました。' (Pension application (National Pension/Thick Pension Insurance Old-age Payment) application is completed). Below this, a paragraph explains that the pension will be paid from the next month and that a 'Pension Certificate/Pension Decision Notification' will be sent. At the bottom, there are three buttons: '申請済みの申請書を確認する' (Check applied application), 'ねんきんネット（トップページ）へ戻る' (Return to Nenkin Net (Top Page)), and '電子申請メニューへ戻る' (Return to Electronic Application Menu).

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2.2 届書を電子申請する（老齢年金請求書（特別支給の老齢厚生年金受給者用））

老齢年金請求書（特別支給の老齢厚生年金受給者用）は、以下の流れで作成できます。

作成する届書には個人情報が含まれます。

会社やインターネットカフェなど、不特定多数の方が利用するパソコンで作成する場合はご注意ください。

「マイナポータル」

届書を電子申請するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-21 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-22 「申請する届書を選択する」
3	P.14 章-23 「老齢年金を請求する（注意事項）」
4	P.14 章-24 「老齢年金を請求する（申請情報の入力再開）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」

⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3 章 基本操作・各種設定



① 【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



② 【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

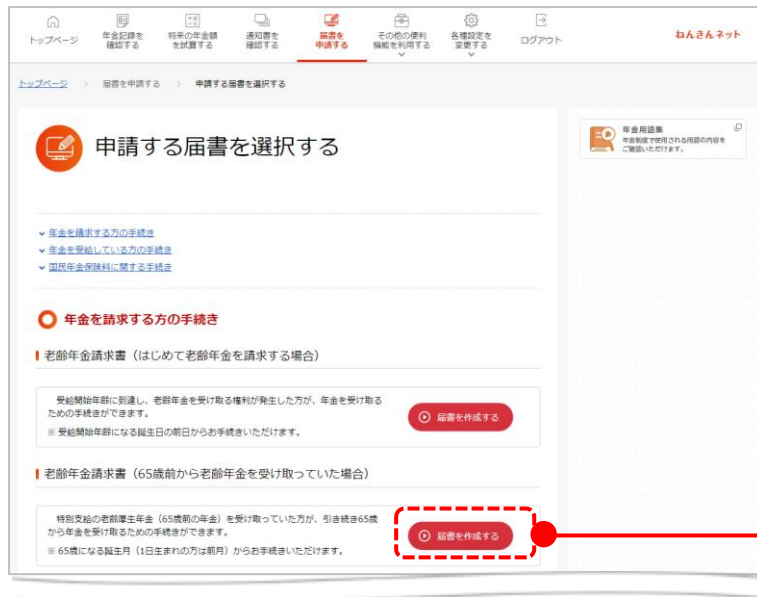
「届書を電子申請する」



③ 【申請する届書を選択する】ボタンをクリック

「申請する届書を選択する」画面が表示されます。

「申請する届書を選択する」



④ 老齢年金請求書（65歳前から老齢年金を受け取っていた場合）の【届書を作成する】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（注意事項）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（注意事項）」

トップページ 年金記録を
確認する 将来の年金額
を試算する 届出書を
確認する 届出書を
作成する その他の未納
保険料を利用する 各種設定を
変更する ログアウト **ねんきんネット**

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（注意事項）

手順1
注意事項

手順2
事前確認

手順3
注意事項（続下り）

手順4
続下り確認

手順5
基本資料

手順6
内容確認

手順7
電子署名

手順8
申請完了

年金用図書
年金制度で利用される用語の用語集
がご覧いただけます。

特別支給の老齢厚生年金（65歳前の年金）を受け取っていた方が、65歳から老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方またはいずれかの年金を受け取るためのお手続きです。
以下より、画面の案内に沿ってお手続きください。

※ 65歳になる誕生日の末日（1日生まれの方は前月末日）までにお手続きください。

※ お手続きが遅れますと、65歳以降の支払いが一時的に止まります。この場合、お手続きされた後にまとめて年金をお支払いします。

老齢年金を請求する（注意事項）

ご準備いただくもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの署名用電子証明書（パスワード）
※ マイナンバーカードを受け取ったときに設定した4桁のパスワードです。
- マイナンバーカードの読取装置（ICカードリーダー）

電子申請を利用できない方

以下に該当する方は、郵便でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きください。

なお、ご不明な点がある場合は、老齢年金請求者専用フリーダイヤル※（0120-08-6001）または **お近くの年金事務所等** へお問い合わせください。

※ 65歳から届出る電報でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165となります（この場合、通常の連絡料金が発生します）。

配偶者または子と生計維持関係が無くなった場合 [+開ける](#)

老齢年金以外の年金を受け取っている場合 [+開ける](#)

年金の受け取りに関する注意事項

[届書受付画面へ戻る](#) [次へ](#)

- ⑤ 画面に表示される老齢年金を請求する前の注意事項（電子申請を利用できない方の説明や年金の受け取りに関する説明）を確認し、問題がなければ、【次へ】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（事前確認）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

※以前に「年金請求書」を作成・一時保存していた場合、
「老齢年金を請求する（申請情報の入力再開）」画面が表示されます。
【はい】を選択すると、前回の続きから入力を再開することができます。

The screenshot shows a web interface for requesting old-age pension. At the top, there's a title bar with a computer icon and the text '老齢年金を請求する（申請情報の入力再開）'. Below this, a message box states '前回一時保存した申請情報があります。' (We have your previously saved application information). A question follows: '前回一時保存した申請情報を読み込んで入力を再開する方は、【はい】を選択してください。申請情報を最初から新規で作成する方は、【いいえ】を選択してください。' (If you want to resume input by loading your previously saved application information, please select [Yes]. If you want to create a new application information from scratch, please select [No]). There are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). A red dashed box highlights the 'はい' button, with a red line pointing to it from annotation ①. Below the buttons is a '次へ' (Next) button, also highlighted with a red dashed box and a red line pointing to it from annotation ②.

① 前回一時保存したデータを読み込んで入力を再開するか（【はい】ボタン）、新規で作成するか（【いいえ】ボタン）を選択します。

② 【次へ】ボタンをクリック



次ページへ

「はい」を選択した場合、「老齢年金を請求する（事前確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（事前確認）」

トップページ 年金記録を確認する 将来の年金額を試算する 通知書を確認する 届書を申請する 現在の年金額を確認する 各種設定を変更する ログアウト ねんきんネット

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（事前確認）

手順1 注意事項 ▶ 手順2 事前確認 ▶ 手順3 注意事項（繰下げ） ▶ 手順4 繰下げ確認 ▶ 手順5 基本情報 ▶ 手順6 内容確認 ▶ 手順7 電子署名 ▶ 手順8 申請完了

老齢年金を請求する（事前確認）

以下の質問にご回答ください。

※ 回答内容によっては、郵便でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きいただく必要があります。

質問1 老齢年金以外の年金を受け取っていますか？

※ 年金が停止されている場合や請求手続き中の場合は【受け取っている】を選択してください。

年金用語集
年金制度で用いられる用語の内容をご確認ください。

電子申請をご利用になれません。
すでにお受け取りの年金との選択方法を確認するための書類が必要となります。
年金事務所または街角の年金相談センターにお問い合わせの上、郵便でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きください。

⑥ 画面に表示される事前確認事項にすべて回答します。

※回答の途中でメッセージが表示された方は、メッセージの案内にしたがってください。

電子申請をご利用になれません。

すでにお受け取りの年金との選択方法を確認するための書類が必要となります。

年金事務所または街角の年金相談センターにお問い合わせの上、郵便でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きください。

⑦ 【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「老齢年金を請求する（繰下げ請求の注意事項）」画面が表示されます。
 ※老齢基礎年金・老齢厚生年金のいずれも繰下げができない方には表示されません。「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」から操作を再開してください。

P.14 章-28 「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」へ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「老齢年金を請求する（繰下げ請求の注意事項）」

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（繰下げ請求の注意事項）

手順1 注意事項 > 手順2 事前確認 > **手順3 繰下げ請求（繰下げ）** > 手順4 繰下げ確認 > 手順5 基本情報 > 手順6 内容確認 > 手順7 電子署名 > 申請完了

老齢年金を請求する（繰下げ請求の注意事項）

今回のお手続きでは、65歳から受け取る老齢基礎年金・老齢厚生年金の請求をすることができますが、老齢基礎年金・老齢厚生年金は、65歳で受け取らずに66歳以降75歳までの間で繰り下げることで、将来的に増額した年金を受け取ることができます。

※ 繰り下げた期間に応じて増額率が決まっており、その増額率は一生変わりません。

※ 老齢基礎年金・老齢厚生年金は、別々に繰り下げることができます。

※ 繰り下げる場合、66歳以降75歳までの間に別途請求手続きが必要です。

詳しくは > [年金の繰下げ受給について](#) < をご確認ください。

年金の繰下げ請求に関する注意事項

- 厚生年金保険に加入している場合 [+開ける](#)
- 障害年金や遺族年金を受け取る権利が発生した場合 [+開ける](#)
- 加給年金額が加算される場合 [+開ける](#)
- 振替加算額が加算される場合 [+開ける](#)
- 共済組合の加入期間がある場合 [+開ける](#)
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている場合 [+開ける](#)

[前のページへ戻る](#) [次へ](#)

⑧ 画面に表示される繰下げ請求の注意事項を確認し、問題がなければ、【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「老齢年金を請求する（繰下げ請求の確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（繰下げ請求の確認）」

トップページ > 年金記録を確認する > 将来の年金額を試算する > 通知書を確認する > **届書を申請する** > その他の便利な機能を利用する > 各種設定を変更する > ログアウト

ねんきんネット

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（繰下げ請求の確認）

手順1 注意事項 > 手順2 事前確認 > 手順3 注意事項（繰下げ） > **手順4 繰下げ確認** > 手順5 基本情報 > 手順6 内容確認 > 手順7 電子署名 > 手順8 申請完了

老齢年金を請求する（繰下げ請求の確認）

前ページ「繰下げ請求の注意事項」をご確認いただいた上で、年金の受け取り方法について確認します。

繰下げ請求とは [+ 開く](#)

詳しくは、[年金の繰下げ受給について](#) をご確認ください。

※ 繰下げ請求した場合の年金見込額は、以下より試算できます。
[年金見込額を試算する](#)

（参考）基本パターン

65歳から老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取るケース
（いずれも繰下げしない）

特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
老齢基礎年金	

65歳

年金の各種制度説明 [+ 開く](#)

選択中の受給イメージ

65歳から老齢基礎年金のみを受け取るケース
（老齢厚生年金は繰下げする）

特別支給の老齢厚生年金	繰下げによる増額分	老齢厚生年金
老齢基礎年金		

65歳 66歳

※ 厚生年金被保険者でかつ給与や賞与の額により年金の一部または全部が支給停止されている場合、支給停止額については、繰下げによる増額の対象になりませんのでご注意ください。

※ 繰下げする老齢厚生年金は、66歳以降75歳までの間に請求手続きが必要です。
（請求時期に応じて、老齢厚生年金が増額されます。）

詳しくは、[年金の繰下げ受給について](#) をご確認ください。

上記の受け取り方法をご希望の場合は、【次へ】ボタンを押してください。

上記以外の受け取り方法をご希望の場合は、以下より、希望する年金の受け取り方法を選択してください。

※ 以下の選択ボタンを押すと、年金の受給イメージが表示されます。
※ 申請が完了するまで、何度でも変更することができます。

65歳から両方の年金を受け取る
（いずれも繰下げしない）

65歳から老齢基礎年金のみを受け取る
（老齢厚生年金は繰下げする）

65歳から老齢厚生年金のみを受け取る
（老齢基礎年金は繰下げする）

66歳以降に両方の年金を受け取る
（いずれも繰下げする）

[前のページへ戻る](#) [次へ](#)

「> 年金見込額を試算する」をクリックすると、繰下げ請求した場合の年金見込額を試算できます。

将来の年金額を試算する

① 年金を繰下げない場合の試算
65歳から年金を受け取る（繰下げ請求をしない）場合の年金見込額を自動的に試算できます。

② 年金を繰下げる場合の試算
66歳以降に年金を受け取る（繰下げ請求する場合）の年金見込額を試算できます。
また、あわせて以下の条件も満たした試算ができます。

- ・今後加入する制度、収入および納付
- ・要介護給付期間、繰り下げる年金の増額の決定
- ・国民年金保険料を納付・徴収し（返納）した場合

③ 試算結果一覧を表示
見込額の試算結果の確認や、試算結果をグラフで比較できます。

[老齢年金請求書（特別支給の老齢厚生年金受給者用）の作成へ戻る](#)

⇒この画面について詳しく知りたい場合は

[ご利用ガイド 5 章 年金見込額の試算](#)

選択した受け取り方法に応じた、
受給イメージが表示されます。

⑨ ご希望の受け取り方法を選択します。

⑩ 【次へ】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）

手順1 注意事項 ▶ 手順2 事前確認 ▶ 手順3 注意事項（緑下け）▶ 手順4 緑下け確認 ▶ 手順5 基本情報 ▶ 手順6 内容確認 ▶ 手順7 電子署名 ▶ 手順8 申請完了

老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）

基本情報

以下の基本情報をご確認ください。

※ 基本情報の内容に変更がある場合は、別途お手続きが必要になります。
 ▶ [ねんきんダイヤル](#) ⑪ または ▶ [お近くの年金事務所等](#) ⑫ にお問い合わせの上、郵送でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きください。

項目名	申請内容
基礎年金番号	1234-567890
氏名	年金 太郎
氏名カナ	ネンキン タロウ
生年月日	昭和34年 1月15日
郵便番号	181-2222
住所	三鷹市下連雀三鷹ヶ丘団地1-1-1

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号（携帯可）を入力してください。

項目名	申請内容
電話番号	必須 - -

※ 電子申請を受付後、後日申請内容についてご確認ください。

加給年金対象者の確認

特別支給の老齢厚生年金（65歳前の年金）の請求時に、生計維持関係があるお届けいただいた配偶者または子（加給年金対象者）の情報を入力画面に表示しています。
 内容に変更がないかご確認ください。

※ 離婚や死により生計維持関係がなくなっている場合は、別途お手続きが必要になります。
 ▶ [ねんきんダイヤル](#) ⑪ または ▶ [お近くの年金事務所等](#) ⑫ にお問い合わせの上、郵送でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きください。

詳しくは ▶ [加給年金について](#) ⑬ をご確認ください。

配偶者の情報

項目名	申請内容
配偶者氏名カナ	ネンキン ハナコ
生年月日	昭和45年 7月10日

上記の加給年金対象者で引き続き生計維持関係がある場合は、以下にチェックしてください。

☒ 上記の加給年金対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

申請内容を一時保存する

前のページへ戻る

次へ

⑪ 表示されている基本情報に変更がないか確認します。

※変更が必要な場合には、「> ねんきんダイヤル」または「> お近くの年金事務所等」をクリックし、お問い合わせの上で、郵送でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きください。

⑫ 日中に連絡可能な電話番号を入力します。

⑬ 表示されている加給年金額対象者の内容に変更がないか確認します。

※特別支給の老齢厚生年金（65歳前の年金）の請求時に、生計維持関係がある配偶者または子（加給年金対象者）についてお届けいただいた方のみ情報を表示します。

※変更が必要な場合には、「> ねんきんダイヤル」または「> お近くの年金事務所等」をクリックし、お問い合わせの上で、郵送でお送りしている年金請求書（はがき）にてお手続きください。

⑭ ⑬で内容に変更がないことを確認後、引き続き生計維持関係がある場合は、チェックを入れます。

⑮ 【次へ】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（申請内容確認）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（申請内容確認）」

トップページ > 届書を申請する > 老齢年金を請求する（申請内容確認）

手順1 注意事項 ▶ 手順2 事前確認 ▶ 手順3 注意事項（繰下げ）▶ 手順4 繰下げ確認 ▶ 手順5 基本情報 ▶ 手順6 内容確認 ▶ 手順7 電子署名 ▶ 手順8 申請完了

老齢年金を請求する（申請内容確認）

注意：申請はまだ完了していません。
申請内容をお確かめの上、ページの下にある【電子署名を付与して申請する】ボタンを押してください。

1 質問及び回答内容

項番	質問	回答
1	年金の受け取り状況	受け取っている
1-1	受給年金の種類	露崎年金

扶養親族等情報を修正

申請内容を一時保存する

前のページへ戻る

電子申請メニューへ戻る

⑩ 電子署名を付与して申請する

各表の下にあるボタンをクリックすると、内容を修正することができます。

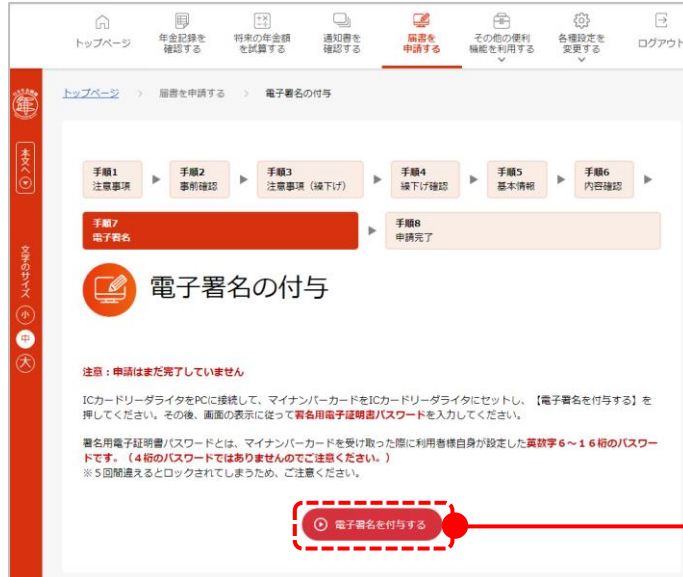
⑩ 【電子署名を付与して申請する】ボタンをクリック

「電子署名の付与」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

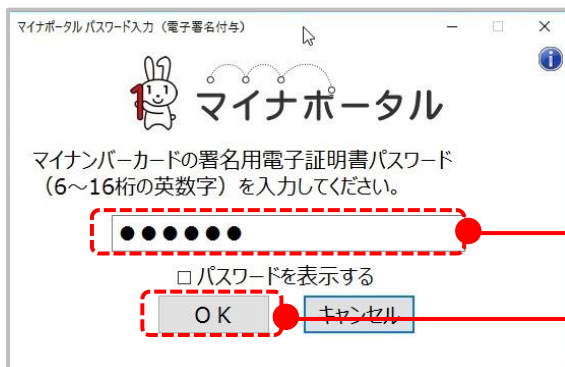
「電子署名の付与」



- ⑰ マイナンバーカードおよび IC カードリーダライタ（パソコンに接続してマイナンバーカードを読み取り可能な機器）をセットし【電子署名を付与する】ボタンをクリック

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」画面が表示されます。

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」



- ⑱ 署名用電子証明書パスワードを入力します。

- ⑲ 【OK】ボタンをクリック

「老齢年金を請求する（完了）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（完了）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2.3 届書を電子申請する（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書は、以下の流れで作成できます。

※画面イメージは、前年に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を申請した利用者を例とします。

作成する届書には個人情報が含まれます。

会社やインターネットカフェなど、不特定多数の方が利用するパソコンで作成する場合はご注意ください。

「マイナポータル」

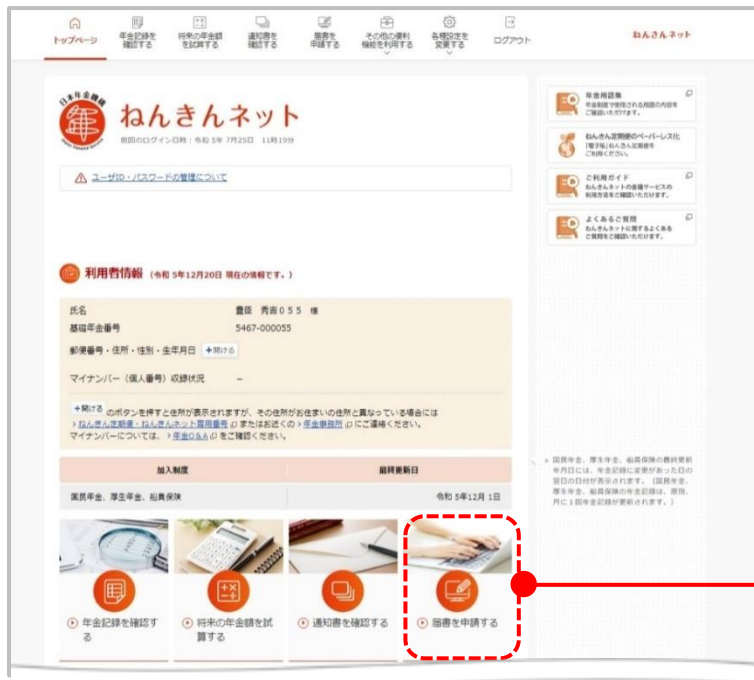
届書を電子申請するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-33 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-34 「申請する届書を選択する」
3	P.14 章-35 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を作成する（年金の選択）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3 章 基本操作・各種設定

①【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



②【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

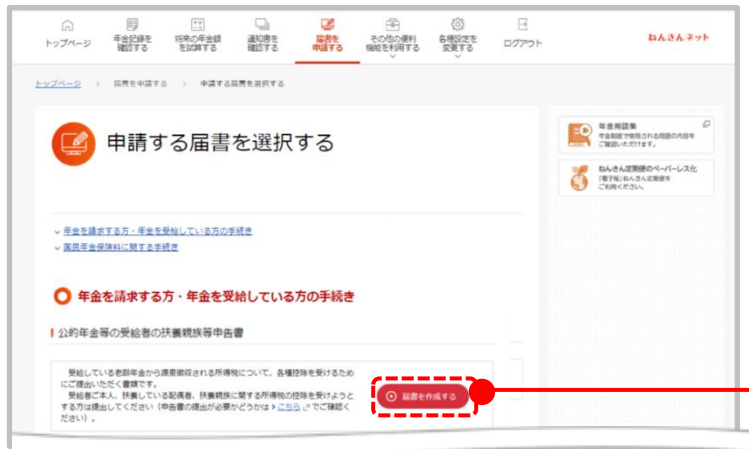
「届書を電子申請する」



③【申請する届書を選択する】ボタンをクリック

「申請する届書を選択する」画面が表示されます。

「申請する届書を選択する」



④公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の【届書を作成する】ボタンをクリック

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を作成する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を作成する（年金の選択）」

⑤申請を行う対象を選択します。

⑥【作成する】ボタンをクリック

「申告書の作成」画面が表示されます。

「申告書の作成」

前年に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を申請していない利用者の方は、本画面は表示されません。

次ページから操作の続きを実施してください。

⑦【前年の内容を確認または変更して申請する】ボタンをクリック

次ページへ

「申告書の作成」画面に、前年の申告内容が表示されます。
（前年に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を申請した利用者のみ）

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「申告書の作成（前年の申告内容表示）」

1 受給者情報

氏名 年金 一郎様

詳細情報 一覧見る

項目名 申告内容

※申告書では氏名、住所等は変更できません。基本情報の変更については以下へお問い合わせください。
 > お問い合わせ先 <

基礎年金番号	546700055
年金コード	0120 (国民年金 老齢)
氏名(フリガナ)	ネンキン イチロウ
生年月日	昭和11年 5月12日
郵便番号	001-0000
住所	札幌市 中央区 新琴似 1-0-0-0-0

日本年金機構で管理している情報は自動で表示されます。

項目名 申告内容

必須 氏名 ?	年金 花子
必須 氏名(フリガナ) ?	ネンキン ハナコ

前年の申告内容の情報は自動で入力されます。

【?】ボタンをクリックすると各入力項目の説明を参照できます。

必須
別居の区分
?

2. 別居

必須
国外居住の有無
?

1. 国内居住

同居・別居の区分欄で「2. 別居」選択した場合に入力してください。

別居者の住所
?

0. 障害者に該当しない

⑧入力内容の確認をします。
 変更がある場合：変更内容を入力する
 変更がない場合：入力を行わず⑨の操作に進む
 前年の申告をしていない場合：必要項目を入力する

⑨【申告書の内容確認】ボタンをクリック

入力項目に不備がある場合は、画面上部と各項目の上部にエラーメッセージを表示します。

申告書の作成

① 電話番号に不正な値が入力されています。

【前年の申告内容の確認・変更内容の入力】を併せて、表示される前年の申告内容を確認してください。
 今回申告する内容と異なる場合は、該当する項目を変更してください。

電話番号 ?

① 電話番号に不正な値が入力されています。

あいうえお

次ページへ

「提出する申告書の内容確認」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「提出する申告書の内容確認」

⑩提出する申告書の内容を確認し
【申告書を提出する】ボタンをクリック

次ページへ

「電子署名の付与」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

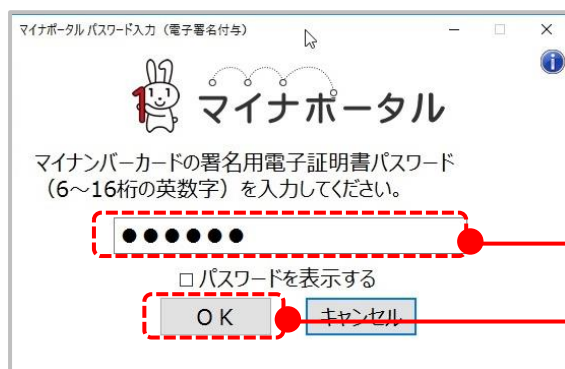
「電子署名の付与」



⑪マイナンバーカードおよびICカードリーダライタ（パソコンに接続してマイナンバーカードを読み取り可能な機器）をセットし【電子署名を付与する】ボタンをクリック

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」画面が表示されます。

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」



⑫署名用電子証明書パスワードを入力します。

⑬【OK】ボタンをクリック

「提出完了」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「提出完了」

「公的年金等の源泉徴収票」を電子データで受け取りたい場合は「通知書のペーパーレス化」のリンクをクリックしてください。
操作方法は

P.3 章-29 「2.5 通知書のペーパーレス化設定」へ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2.4 届書を電子申請する（年金生活者支援給付金請求書）

年金生活者支援給付金請求書は、以下の流れで作成できます。

作成する届書には個人情報が含まれます。

会社やインターネットカフェなど、不特定多数の方が利用するパソコンで作成する場合はご注意ください。

「マイナポータル」

届書を電子申請するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-41 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-42 「申請する届書を選択する」
3	P.14 章-43 「年金生活者支援給付金を請求する」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3 章 基本操作・各種設定

① 【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



② 【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「届書を電子申請する」



③ 【申請する届書を選択する】ボタンをクリック

「申請する届書を選択する」画面が表示されます。

「申請する届書を選択する」



④ 年金生活者給付金請求書の【届書を作成する】ボタンをクリック

「年金生活者支援給付金を請求する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「年金生活者支援給付金を請求する」

トップページ 年金記録を確認する 将来の年金額を試算する 通知書を確認する 届書を申請する その他の便利機能を利用する 各種設定を変更する ログアウト ねんきんネット

トップページ > 届書を申請する > 年金生活者支援給付金を請求する

手順1 基本情報 手順2 内容確認 手順3 電子署名 手順4 申請完了

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
以下より、画面の案内に沿ってお手続きください。

※ 年金生活者支援給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

詳しくは > 年金生活者支援給付金について < をご確認ください。

年金生活者支援給付金を請求する

提出期限

令和 5 年 9 月 30 日

※ 上記の提出期限を過ぎた場合もお手続きいただけます。
ただし、提出期限から3ヶ月以内にお手続きいただけなかった場合、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、お早めにお手続きください。

※ 65歳になって3ヶ月以内に申請された場合は、65歳になった月の翌月分からのお支払いとなります。なお、3ヶ月を過ぎますと申請した月の翌月分からのお支払いとなりますので、ご注意ください。

ご準備いただくもの

基本情報の入力

■ 本人基本情報

項目名	申請内容
基礎年金番号	1234-567890
氏名	年金 次郎
氏名カナ	ネンキン ジロウ
生年月日	昭和45年 7月10日
郵便番号	181-2222
住所	三鷹市下連雀三鷹ヶ丘団地
電話番号	- -
給付金種別	老齢年金生活者支援給付金

上記の内容で、年金生活者支援給付金を請求します。

⑤ 電話番号を入力します。

⑥ 【次へ】ボタンをクリック

次ページへ

「年金生活者支援給付金を請求する（申請内容確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「年金生活者支援給付金を請求する（申請内容確認）」

トップページ

年金記録を確認する

将来の年金額を試算する

通知書を確認する

届書を申請する

その他の便利な機能を利用する

各種設定を変更する

ログアウト

トップページ > 届書を申請する > 年金生活者支援給付金を請求する（申請内容確認）

手順1 基本情報

手順2 内容確認

手順3 電子署名

手順4 申請完了

年金生活者支援給付金を請求する（申請内容確認）

注意：申請はまだ完了していません。
申請内容をお確かめの上、ページの下にある【電子署名を付与して申請する】ボタンを押してください。

基本情報

項目名	申請内容
基礎年金番号	0123-456789
氏名	年金 太郎
氏名カナ	ネンキン タロウ
生年月日	昭和45年 7月10日

申請情報を修正

前のページへ戻る

電子署名を付与して申請する

表の下にある【申請情報を修正】ボタンをクリックすると、内容を修正することができます。

⑦ 【電子署名を付与して申請する】ボタンをクリック

「電子署名の付与」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「電子署名の付与」

- ⑧ マイナンバーカードおよびICカードリーダライタ（パソコンに接続してマイナンバーカードを読み取り可能な機器）をセットし【電子署名を付与する】ボタンをクリック

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」画面が表示されます。

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」

- ⑨ 署名用電子証明書パスワードを入力します。

- ⑩ 【OK】ボタンをクリック

「年金生活者支援給付金を請求する（申請完了）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「年金生活者支援給付金を請求する（申請完了）」

トップページ 年金記録を確認する 特例の年金額を試算する 通知書を確認する 届書を申請する その他の便利な機能を利用する 各種設定を変更する ログアウト ねんきんネット

トップページ > 届書を申請する > 年金生活者支援給付金を請求する（申請完了）

手順1 基本情報 → 手順2 内容確認 → 手順3 電子署名 → 手順4 申請完了

年金生活者支援給付金を請求する（申請完了）

年金生活者支援給付金請求書の申請が完了しました。

日本年金機構では、市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているかを判定し、請求書の受付日から1～2か月後にその結果（該当または不該当）を郵送でお知らせします。

支給要件を満たしている場合は、上記のお知らせがお手元に届いた月または翌月の15日（15日が土日または祝日のときは、その直前の平日）から、年金生活者支援給付金の受け取りが始まります。

申請済みの申請書を確認する | ねんきんネット（トップページ）へ戻る | 電子申請メニューへ戻る

年金用図書
お申し込みや受付される用紙の内容をダウンロードいただけます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2.5 届書を電子申請する（年金受取機関変更届）

年金受取機関変更届は、以下の流れで作成できます。

作成する届書には個人情報が含まれます。

会社やインターネットカフェなど、不特定多数の方が利用するパソコンで作成する場合はご注意ください。

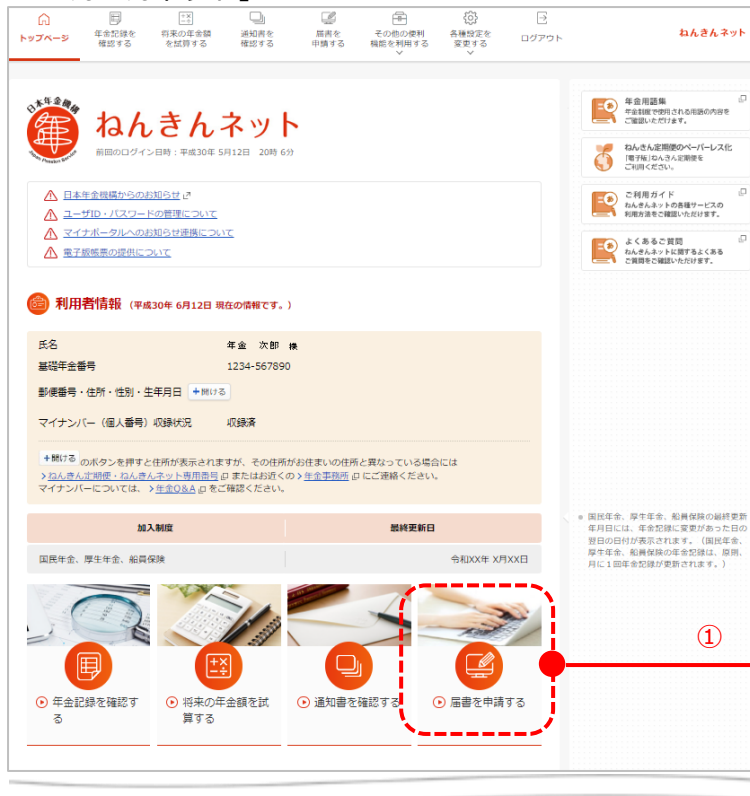
「マイナポータル」

届書を電子申請するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-48 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-49 「申請する届書を選択する」
3	P.14 章-50 「受取金融機関（口座）を変更する（注意事項）」
4	P.14 章-51 「受取金融機関（口座）を変更する（申請情報の入力再開）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3 章 基本操作・各種設定

① 【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



② 【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「届書を電子申請する」



③ 【申請する届書を選択する】ボタンをクリック

「申請する届書を選択する」画面が表示されます。

「申請する届書を選択する」



④ 年金受取機関変更届の【届書を作成する】
ボタンをクリック

「受取金融機関（口座）を変更する（注意事項）」画面が表示されます。

[次ページへ](#)

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「受取金融機関（口座）を変更する（注意事項）」

トップページ > 届書を申請する > 受取金融機関（口座）を変更する（注意事項）

手続1 注意事項 ▶ 手続2 事前確認 ▶ 手続3 基本情報 ▶ 手続4 口座情報 ▶ 手続5 内容確認 ▶ 手続6 電子署名 ▶ 手続7 申請完了

年金を受け取っている方が、受取金融機関（口座）を変更するためのお手続きです。
以下により、画面の案内に沿ってお手続きください。

※ 公金受取口座へ変更する場合のみ電子申請が可能です。
公金受取口座の登録がお済みでない方や、年金の受取先とは別の口座を公金受取口座として登録している方は、
▶ [公金受取口座の登録](#) からお手続きいただけます。

なお、この年金受取機関変更届の電子申請の直前に公金受取口座の登録・変更をされた方は、**デジタル庁の番書発了後**（公金受取口座の登録・変更から約2週間後）に電子申請をご利用ください。

受取金融機関（口座）を変更する（注意事項）

ご準備いただくもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの署名用電子証明書/パスワード
- ※ マイナンバーカードを受け取ったときに設定した英数字6～16桁のパスワードです

お問い合わせ

上記「電子申請を利用できない方」及び「受取金融機関の変更に関する注意事項」についてご不明な点がある場合は、以下お問い合わせください。

電話での相談

電話でのお問い合わせは、[ねんきんダイヤル](#) からご利用ください。

窓口での相談

全国の年金事務所または街角の年金相談センターの窓口にて年金相談を承っております。窓口にお越しの際は、事前に相談日時を予約の上、お越しください。予約の申し込みは、インターネットや予約受付専用電話でお手続きいただけます。
詳しくは、[予約相談について](#) からご覧ください。

よくあるご質問

日本年金機構のホームページによくあるご質問を掲載しています。
詳しくは、[年金Q&A](#) からご覧ください。

戻る 次へ

- ⑤ 画面に表示される受取金融機関（口座）を変更する前の注意事項（電子申請を利用できない方の説明や受取金融機関の変更に関する注意事項）を確認し、問題がなければ、【次へ】ボタンをクリック

「受取金融機関（口座）を変更する（事前確認）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

※以前に「年金受取機関変更届」を作成・一時保存していた場合、
「受取金融機関（口座）を変更する（申請情報の入力再開）」画面が表示されます。
【はい】を選択すると、前回の続きから入力を再開することができます。

受取金融機関（口座）を変更する
（申請情報の入力再開）

前回一時保存した申請情報があります。

前回一時保存した申請情報を読み込んで入力を再開する方は、【はい】を選択してください。
申請情報を最初から新規で作成する方は、【いいえ】を選択してください。

※一時保存した申請情報を読み込んで入力を再開する場合、「口座番号」については、改めて入力が必要となりますのでご注意ください。

Q 前回一時保存した申請情報を読み込み、入力を再開しますか？

A はい いいえ

次へ

① 前回一時保存したデータを読み込んで入力を再開するか（【はい】ボタン）、新規で作成するか（【いいえ】ボタン）を選択します。

② 【次へ】ボタンをクリック

「はい」を選択した場合、「受取金融機関（口座）を変更する（事前確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「受取金融機関（口座）を変更する（事前確認）」

トップページ > 届書を申請する > 受取金融機関（口座）を変更する（事前確認）

手順1 登録事項 > **手順2 事前確認** > 手順3 基本情報 > 手順4 口座情報 > 手順5 内容確認 > 手順6 確認完了 > 手順7 申請完了

受取金融機関（口座）を変更する（事前確認）

○ 事前確認
以下の質問にご回答ください。

質問1 公金受取口座の登録はお済みですか？

質問2 年金生活者支援給付金を受け取っていますか？

詳しくは > [年金生活者支援給付金について](#) をご確認ください。

年金用語集
年金制度や関係される用語の内容をご確認ください。

※回答の途中でメッセージが表示された方は、メッセージの

公金受取口座の登録がお済みでない方は、> [公金受取口座の登録](#) からお手続きいただけます。
ご登録後、改めて年金の受取金融機関の変更手続きを行ってください。
※ 年金の振込先を公金受取口座以外とする場合は、> [「年金受給権者 受取機関変更届」](#) と必要書類を年金事務所または街角の年金相談センターへご提出ください。

⑥ 画面に表示される事前確認事項にすべて回答します。

※回答の途中でメッセージが表示された方は、メッセージの

公金受取口座の登録がお済みでない方は、> [公金受取口座の登録](#) からお手続きいただけます。
ご登録後、改めて年金の受取金融機関の変更手続きを行ってください。
※ 年金の振込先を公金受取口座以外とする場合は、> [「年金受給権者 受取機関変更届」](#) と必要書類を年金事務所または街角の年金相談センターへご提出ください。

⑦ 【次へ】 ボタンをクリック

次ページへ

「受取金融機関（口座）を変更する（基本情報確認・登録）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」

トップページ > 届書を申請する > 受取金融機関（口座）を変更する（基本情報確認・登録）

手順1 注意事項 > 手順2 事前確認 > 手順3 基本情報 > 手順4 口座情報 > 手順5 内容確認 > 手順6 電子署名 > 手順7 申請完了

受取金融機関（口座）を変更する（基本情報確認・登録）

基本情報の入力

項目名	申請内容
基礎年金番号	1234-567890
生年月日	昭和45年 7月10日
受給権者氏名	田中 太郎
受給権者氏名カナ	タロウ 田中
電話番号	03-XXXX-XXXX
郵便番号	181-2222
住所	千葉県市川市三郷
住所カナ	ミタカシモレンジヤクミタカカオカダンチ

受取金融機関を変更する年金の選択

受取金融機関を変更する年金を選択してください。

受け取っているすべての年金の受取金融機関を変更する | 指定した年金の受取金融機関を変更する

年金コードの入力

お持ちの年金証書や年金振込通知書をご確認ください。変更を希望する年金の年金コード（半角数字4桁）を入力してください。

主な年金コードの種類、年金証書や年金振込通知書の年金コードの記載箇所はこちら [+開ける](#)

項目名	申請内容
年金コード1	(例) 1150
年金コード2	

受取金融機関を変更する年金が複数ある場合は、以下の【年金コードの追加入力】ボタンを押して年金コードを追加入力してください。（最大4件まで入力可能）

[+年金コードの追加入力](#)

[申請内容を一時保存する](#)

[前のページへ戻る](#) [次へ](#)

【？】ボタンをクリックすると各入力項目の説明を参照できます。

⑧ 電話番号を入力します。

⑨ 受取金融機関の変更にに関する質問項目が表示される場合には、回答します。

⑩ 年金コードを入力します。

【年金コードの追加入力】ボタンをクリックすると、入力欄が表示されます。

⑪ 【次へ】ボタンをクリック

「受取金融機関（口座）を変更する（口座情報入力）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「受取金融機関（口座）を変更する（口座情報入力）」

⑫ 受取機関を選択します。

【金融機関（ゆうちょ銀行を除く）】を選択した場合
 ※【ゆうちょ銀行（郵便局）】を選択した場合は、次々ページから操作を再開してください。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

【金融機関（ゆうちょ銀行を除く）】を選択した場合

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）

項目名	申請内容
金融機関検索	金融機関名を検索する
金融機関名	
金融機関の支店名	
預金種別	お選びください
口座番号	
口座番号（再入力）	再入力（確認用）
口座名義人氏名カナ（全角）	※ 下記の受給権者氏名（カナ）と一致していることを確認してください。 (例) ネンキン タロウ
受給権者氏名（カナ）	ネンキン タロウ
振込先の確認	☐ 上記の公金受取口座を利用する。

申請内容を一時保存する

前のページへ戻る

次へ

⑬ 【金融機関名を検索する】ボタンをクリックし、金融機関名・支店名の順に選択します。

金融機関名を検索する

1 金融機関の検索

金融機関名を金融力ずで入力し、検索してください。

- ※ 小文字の力ずは、大文字に書き換えて検索してください。
- 例) 「北信濃銀行」を検索する場合、「北信」を入力してください。
- ※ アルファベットを含む金融機関名は、力ずで検索してください。
- 例) 「三菱UFJ銀行」を検索する場合、「ミツ」を入力してください。
- ※ JA（農業・漁業）や JF（森林・林業）等は、検索してください。
- 例) 「富山県信用組合」を検索する場合、「アガモ」を入力してください。
- ※ 金融機関の名称を正確に入力してください。

検索キーワードを入力し、【検索】ボタンをクリック

【選択】ボタンをクリック

※支店名も同様

「中」が含まれる金融機関

2020年10月1日～10月31日までの検索結果

番号	金融機関名	金融機関名（フリガナ）	選択
1	金融力ず 2 (東京、東京力ず 2)	金融力ず 2	選択
2	金融力ず 3	金融力ず 3	選択
3	金融力ず 4	金融力ず 4	選択
4	金融力ず 5	金融力ず 5	選択

⑭ 公金受取口座の各項目を入力する。

⑮ 【次へ】ボタンをクリック

「受取金融機関（口座）を変更する（申請内容確認）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

【ゆうちょ銀行（郵便局）】を選択した場合
 ※【金融機関（ゆうちょ銀行を除く）】を選択した場合、
 次ページから操作を再開してください。

ゆうちょ銀行（郵便局）

項目名	申請内容
貯金通帳の口座番号の 「記号・番号」 ?	必須 ※ 記号が5桁未満、番号が8桁未満の場合は、それぞれの先頭に「0」を加えて、記号5桁、番号8桁として入力してください。 記号 - - 番号
貯金通帳の口座番号の 「記号・番号」（再入力） ?	必須 再入力（確認用） 記号 - - 番号
口座名義人氏名カナ （全角） ?	必須 ※ 下記の受給権者氏名（カナ）と一致していることを確認してください。 (例) ネンキン タロウ
受給権者氏名（カナ）	ネンキン タロウ
振込先の確認	必須 ☐ 上記の公金受取口座を利用する。

申請内容を一時保存する

前のページに戻る

次へ

⑩ 各項目に入力します。

⑪ 【次へ】ボタンをクリック

「受取金融機関（口座）を変更する（申請内容確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「受取金融機関（口座）を変更する（申請内容確認）」

トップページ > 届書を申請する > 受取金融機関（口座）を変更する（申請内容確認）

手順1 注意事項 ▶ 手順2 事前確認 ▶ 手順3 基本情報 ▶ 手順4 口座情報 ▶ **手順5 内容確認** ▶ 手順6 電子署名 ▶ 手順7 申請完了

受取金融機関（口座）を変更する（申請内容確認）

注意：申請はまだ完了していません。
申請内容をお確かめの上、ページの下にある【電子署名を付与して申請する】ボタンを押してください。

1 質問及び回答内容

順番	質問	回答
1	公金受取口座の登録	登録済み
2	支援給付金の受給状況	受け取っている

口座情報を修正

申請内容を一時保存する

前のページへ戻る

電子署名を付与して申請する

各表の下にあるボタンをクリックすると、内容を修正することができます。

⑱ 【電子署名を付与して申請する】ボタンをクリック

「電子署名の付与」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「電子署名の付与」

①⑨ マイナポータルカードおよび IC カードリーダライタ（パソコンに接続してマイナポータルカードを読み取り可能な機器）をセットし【電子署名を付与する】ボタンをクリック

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」画面が表示されます。

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」

②⑩ 署名用電子証明書パスワードを入力します。

②⑪ 【OK】ボタンをクリック

「受取金融機関（口座）を変更する（申請完了）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「受取金融機関（口座）を変更する（申請完了）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2.6 届書を電子申請する（国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、還付金振込方法（変更）申出書）

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、還付金振込方法（変更）申出書は、以下の流れで作成できます。

作成する届書には個人情報が含まれます。

会社やインターネットカフェなど、不特定多数の方が利用するパソコンで作成する場合はご注意ください。

「マイナポータル」

届書を電子申請するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-61 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-62 「申請する届書を選択する」
3	P.14 章-63 「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3 章 基本操作・各種設定

①【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



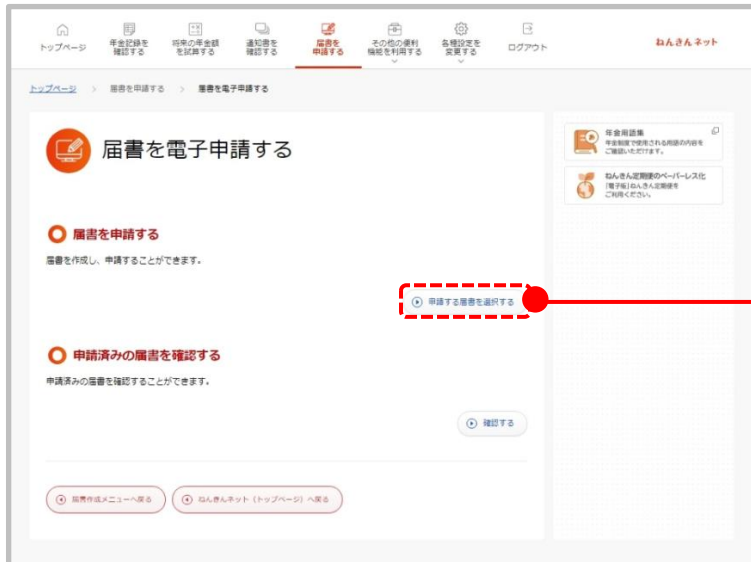
②【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

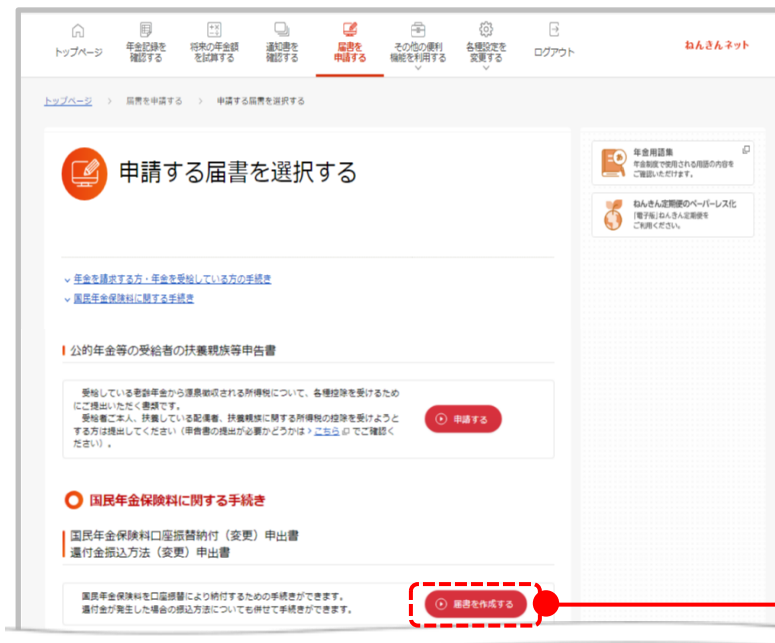
「届書を電子申請する」



③【申請する届書を選択する】ボタンをクリック

「申請する届書を選択する」画面が表示されます。

「申請する届書を選択する」



④ 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、還付金振込方法（変更）申出書の【届書を作成する】ボタンをクリック

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）」

トップページ 国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）

手順1 申請情報の入力 手順2 申請情報の確認 手順3 振替口座情報の入力（外部サイト） 手順4 振替口座情報の確認 手順5 電子署名の付与 手順6 申請完了

国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）

○ 手続きの概要

- 国民年金保険料の納付にかかる口座振替の申込手続きを電子申請することができます。新規の口座振替の申込手続きだけでなく、現在口座振替にいたっている口座から別の口座へ変更する場合も、電子申請できます。

申込手続きに必要なもの [+開ける](#)

対象の金融機関 [+開ける](#)

割引について [+開ける](#)

注意事項を確認しました。【注意事項を確認しました】を選択することで、「申請情報の入力」が表示されます。

必要事項を確認しました

○ 申請情報の入力

Ⅰ 申請区分の選択

申請区分	必須
☒ 定期申出 ☐ 変更申出	
☐ 口座振替納付、還付金振込方法の申出 ※国民年金保険料の口座振替納付の申出と、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合の還付金の振込についての申出ができます。	
☐ 還付金振込方法のみの申出 ※国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合の還付金の振込についての申出ができます。（すでに国民年金保険料の口座振替納付を申出済みの場合に限り適用されます。）	

申請内容 必須

⑤ 申請を行う対象を選択します。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

国民年金保険料の口座振替

基礎年金番号 0250-123080

振替者氏名 口根 太郎

振替者氏名（フリガナ） コウフリ タロウ

生年月日 平成 3 年（1991 年） 8 月 15 日

郵便番号 (例：181-XXXX) 181-0013

住所 (例：東京都武蔵野市中野 X-X-X) 東京都三鷹市下連雀 5-7-1

電話番号種別 必須 お選びください

電話番号 必須 電話番号は、半角ハイフンで区切って入力してください。(例：090-1234-5678)

還付金振込方法の選択

「公金受取口座」について + 開く

還付金振込方法 必須

※ 国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」に振り込みし、振込できない場合は「公金受取口座」への振込を希望します。なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。

○ 「国民年金保険料の振替口座」、「公金受取口座」のいずれにも振込を希望しません。
※ 還付請求書の提出が必要となり、振込までに 2～3 か月程度の期間がかかります。

① 照会履歴画面へ戻る

② 申請内容を確認する

日本年金機構で管理している情報は自動で表示されます。

⑥【申請内容を確認する】ボタンをクリック

※入力項目に不備がある場合は、画面上部にエラーメッセージを表示します。

トップページ

国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）

ステップ 1 申請情報の入力 ▶ ステップ 2 申請情報の確認 ▶ ステップ 3 振替口座情報の入力（外部サイト） ▶ ステップ 4 振替口座情報の確認 ▶ ステップ 5 電子署名の付与 ▶ ステップ 6 申請完了

国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）

① 電話番号が誤っています。

電話番号 ?

① 電話番号に不正な値が入力されています。

あいうえお

次ページへ

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（申請情報確認）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（申請情報確認）」

国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（申請情報確認）

項目名	入力内容
申請区分	口座振替納付、還付金振込方法の申出
基礎年金番号	0250-123085
被保険者氏名	口振 太郎
被保険者氏名（フリガナ）	コウフリ タロウ

⑦-1 提出する申出書の内容を確認し【振替口座情報を入力する（外部サイト）】ボタンをクリック

⑦-2 提出する申出書の内容を確認し【電子署名を付与して申請する】ボタンをクリック

※それぞれの場合に対応するボタンが表示されます。

・「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（入力）」画面にて、口座振替に関する申請内容を選択した場合【振替口座情報を入力する（外部サイト）】ボタン

・上記以外の場合【電子署名を付与して申請する】ボタン

次ページへ

口座振替 GW サービス及び金融機関の外部サイトが表示されます。外部サイトで手続き後、引き続き「ねんきんネット」での手続きが必要です。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（振替口座情報確認）」画面が表示されます。

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（振替口座情報確認）」

国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（振替口座情報確認）

申請情報の入力内容

項目名	入力内容
申請区分	口座振替納付、還付金振込方法の申出
基礎年金番号	0250-123085
被保険者氏名	口座 太郎
被保険者氏名（フリガナ）	コウフリ タロウ

振替口座情報

項目名	入力内容
金融機関名	みずほ
支店・支所名	テスト
預金種別	普通預金
口座番号	2345678
口座名義人	サ イ

⑧ 提出する届書の内容を確認し
【電子署名を付与して申請する】
ボタンをクリック

「電子署名の付与」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「電子署名の付与」

⑨ マイナンバーカードおよび IC カードリーダライタ（パソコンに接続してマイナンバーカードを読み取り可能な機器）をセットし【電子署名を付与する】ボタンをクリック

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」画面が表示されます。

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」

⑩ 署名用電子証明書パスワードを入力します。

⑪ 【OK】ボタンをクリック

次ページへ

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（完了）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（完了）」

国民年金保険料の口座振替、還付金振込方法の手続きをする（完了）

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書（兼 還付金振込方法（変更）申出書）の申請が完了しました。

審査状況について

審査状況はマイナポータルでの申請状況照会を確認できます。
また、マイナポータルにメールアドレスを登録し、通知を希望している場合は、申請状況が更新されたことがメールで通知されます。
メールアドレスの登録及び通知を希望していない場合は、申請状況が更新されたことがメールで通知されないため、定期的にマイナポータルにログインしてマイメニューの「申請状況照会」から確認してください。

審査結果について

申請が承認された場合は、マイナポータルに通知書が送付されます。
なお、来年度以降の保険料額通知書はマイナポータルに送付されます。
紙の通知書を希望される場合は、[通知書のペーパーレス化](#)より設定変更をお願いいたします。

[ねんきんネット（トップページ）へ戻る](#) [電子申請メニューへ戻る](#)

来年度以降の保険料額通知書（※）を紙で受け取りたい場合は、「通知書のペーパーレス化」のリンクをクリックしてください。
操作方法是

3 章-32 「2.5 通知書のペーパーレス化設定」へ

※「保険料額通知書」は、年度の初めにその年度の口座振替の金額をお知らせする場合や年度の途中で金額が変わった場合などに、その振替予定日や振替金額などをお知らせする書類です。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2.7 届書を電子申請する（国民年金保険料口座振替辞退申出書）

国民年金保険料口座振替辞退申出書は、以下の流れで作成できます。

作成する届書には個人情報が含まれます。

会社やインターネットカフェなど、不特定多数の方が利用するパソコンで作成する場合はご注意ください。

「マイナポータル」

届書を電子申請するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-70 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-71 「申請する届書を選択する」
3	P.14 章-72 「国民年金保険料口座振替辞退申出書の手続きをする（入力）」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は

ご利用ガイド 3 章 基本操作・各種設定

①【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



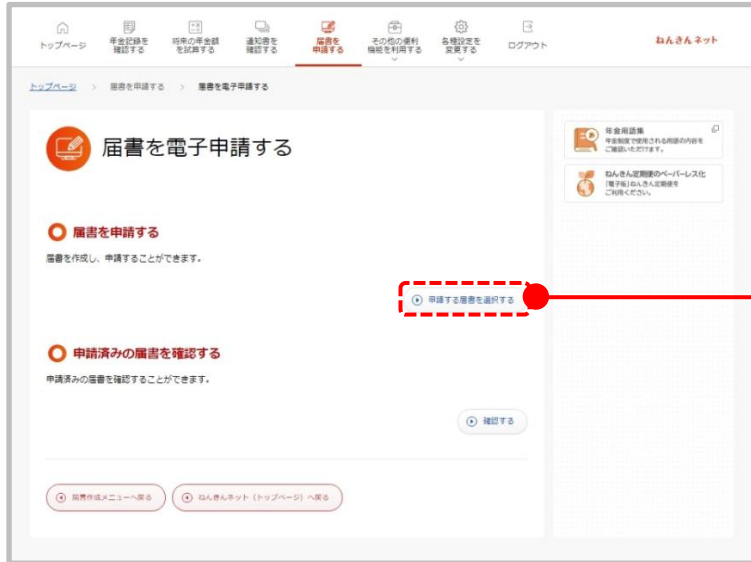
②【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

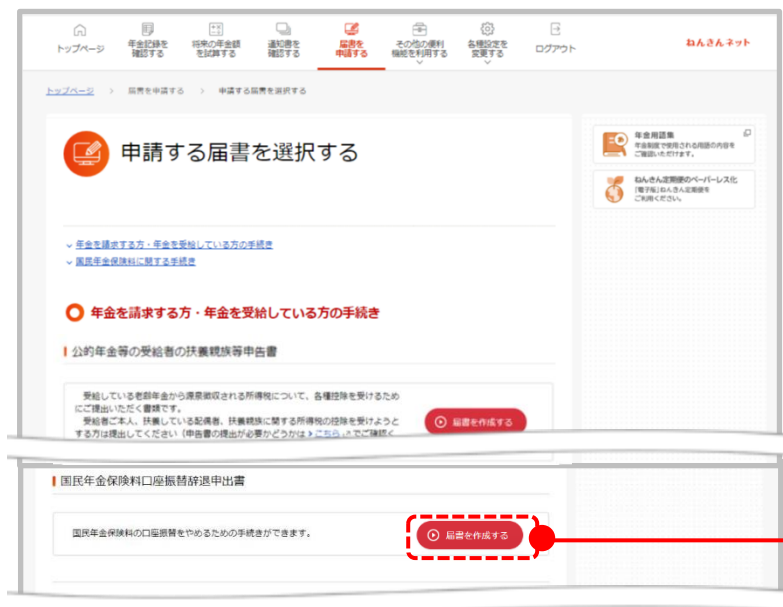
「届書を電子申請する」



③【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「申請する届書を選択する」画面が表示されます。

「申請する届書を選択する」



④ 国民年金保険料口座振替辞退申出書の【届書を作成する】ボタンをクリック

「国民年金保険料口座振替辞退申出書の手続きをする（入力）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「国民年金保険料口座振替辞退申出書の手続きをする（入力）」

基礎年金番号 0250-123061

振替者氏名 口振 太郎

振替者氏名 (フリガナ) コウフリ タロウ

生年月日 平成 3 年 (1991 年) 8 月 15 日

郵便番号 **必須** (例: 181-XXXX) 181-0013

住所 **必須** (例: 東京都武蔵野市中町 X-X-X) 東京都三鷹市下連雀 5-7-1

電話番号種別 **必須** お選びください

電話番号 **必須** 電話番号は、半角/ハイフンで区切って入力してください。(例: 090-1234-5678)

⑤ 申請内容を確認する

日本年金機構で管理している情報は自動で表示されます。

⑤【申請内容を確認する】ボタンをクリック

入力項目に不備がある場合は、画面上部にエラーメッセージを表示します。

電話番号 ? あいうえお

「国民年金保険料の口座振替の辞退の手続きをする（確認）」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「国民年金保険料の口座振替の辞退の手続きをする（確認）」

⑥ 提出する申出書の内容を確認し
【電子署名を付与して申請する】
ボタンをクリック

「電子署名の付与」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

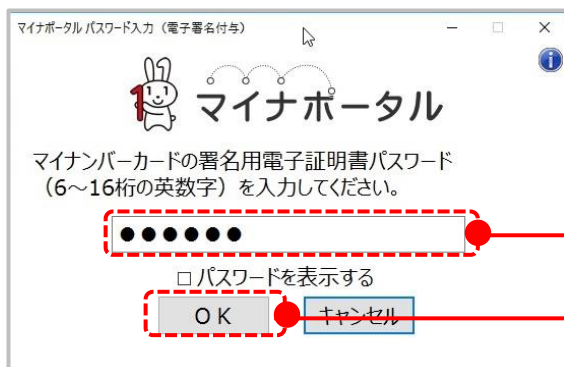
「電子署名の付与」



⑦ マイナンバーカードおよび IC カードリーダー（パソコンに接続してマイナンバーカードを読み取り可能な機器）をセットし【電子署名を付与する】ボタンをクリック

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」画面が表示されます。

「マイナポータル パスワード入力（電子署名付与）」



⑧ 署名用電子証明書パスワードを入力します。

⑨ 【OK】ボタンをクリック

「国民年金保険料の口座振替の辞退の手続きする（完了）」画面が表示されます。

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「国民年金保険料の口座振替の辞退の手続きする（完了）」

The screenshot displays the 'ねんきんネット' (Nenkin Net) web interface. At the top, a navigation bar includes links for 'トップページ' (Top Page), '年金記録を確認する' (Check Pension Record), '将来の年金額を試算する' (Estimate Future Pension Amount), '通知書を確認する' (Check Notification), '届書を申請する' (Apply for Statement), 'その他の便利機能を利用する' (Use Other Convenient Functions), '各種設定を変更する' (Change Various Settings), and 'ログアウト' (Logout). The main content area shows a progress bar with four steps: '手順1 申請情報の入力' (Step 1: Input application information), '手順2 申請情報の確認' (Step 2: Confirm application information), '手順3 電子署名の付与' (Step 3: Attach electronic signature), and '手順4 申請完了' (Step 4: Application completed). Below the progress bar, a large orange circle with a checkmark icon is next to the title '国民年金保険料の口座振替の辞退の手続きする（完了）' (Cancel automatic payment of National Pension Insurance premiums (completed)). A message box states: '国民年金保険料口座振替辞退申出書の申請が完了しました。' (The application for the National Pension Insurance premium automatic payment cancellation statement is complete.). At the bottom, there are two buttons: 'ねんきんネット（トップページ）へ戻る' (Return to Nenkin Net (Top Page)) and '電子申請メニューへ戻る' (Return to Electronic Application Menu). On the right side, there are two informational boxes: '年金用図書' (Pension Book) and 'ねんきん定額家のペーパーレス化' (Paperless for Fixed Amount Pensioners).

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

2.8 電子申請済みの届書を確認する

届書の種類にかかわらず、以下の流れで確認できます。

※ 以下の届書は確認することができません。

- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、還付金振込方法（変更）申出書
- ・国民年金保険料口座振替辞退申出書

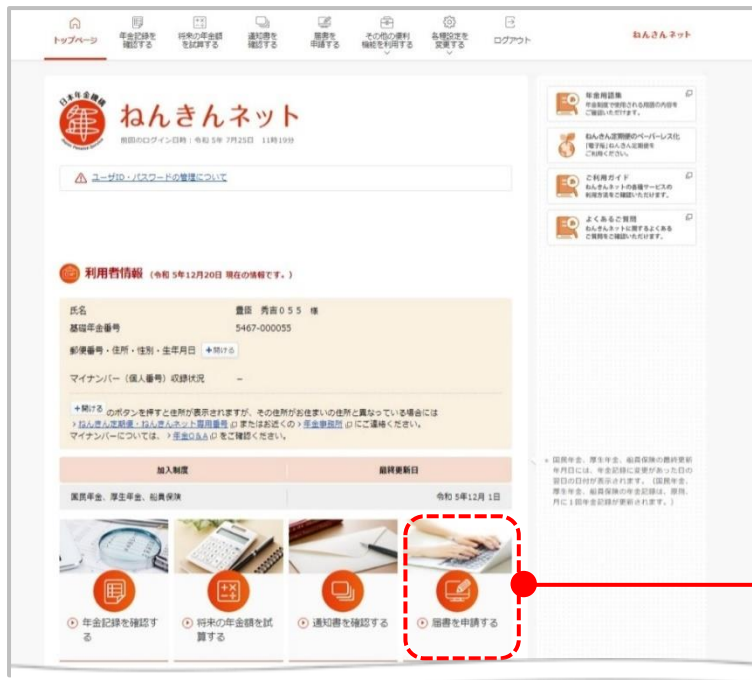
申請済みの届書を確認するためには、マイナポータルから「ねんきんネット」へログインする必要があります。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインした後、表示される「ねんきんネット」の画面に応じて、以下のマニュアルの確認先のページから操作を開始してください。

項番	マニュアルの確認先
1	P.14 章-77 「ねんきんネット」（トップページ）
2	P.14 章-78 「申請済みの届書を確認する」

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「ねんきんネット」



①【届書を申請する】をクリック

「届書を申請する」画面が表示されます。

「届書を申請する」



②【届書を電子申請する】ボタンをクリック

「届書を電子申請する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「届書を電子申請する」



③【確認する】ボタンをクリック

「申請済みの届書を確認する」画面が表示されます。

「申請済みの届書を確認する」

④内容を確認したい届書の
【照会】ボタンをクリック

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の申告内容を確認する」画面が表示されます。

次ページへ

「ねんきんネット」ご利用ガイド<パソコン版>

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の場合

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の申告内容を確認する

選択された数量の申請内容は以下のとおりです。内容を確認した結果、修正し、再度提出する場合は、画面下部の【申告内容を確認し再提出する】を押してください。

1 受給者情報

項目名	申告内容
氏名	年金 一郎
基礎年金番号	5467-000056
年金コード	0120（国民年金 老齢）
氏名（フリガナ）	ネンキン イチロウ
生年月日	昭和34年 1月 1日
郵便番号	190-0031
住所	東京都立川市 秋田町 1-1-3 1
電話番号	08012345678
本人障害	0.該当しない
障害手帳の等級等	
葬儀・ひとり親	1.葬儀

項目名	申告内容
障害	0.該当しない
障害手帳の等級等	

■ 他の所得者が控除を受ける扶養親族等

項目名	申告内容
扶養親族および所得者の情報	

④ えんきネット（トップページ）へ戻る
③ 電子申請メニューへ戻る
② 申告内容を確認し再提出する

📄 年金記録を確認する

📄 国民年金保険料を納付する

📄 通知書を送信する

📄 届書を申請する

🔑 その他の便利機能を利用する

- 通知書の再発行申請
- 国民年金保険料を納付する
- 私の履歴管理表作成
- 持ち主不在記録検索
- 日本年金機構からのお知らせ確認
- アンケート回答
- 年金相談のご案内

⚙️ 各種設定を変更する

- えんきネット関係のパーソナライズ化
- 通知書のパーソナライズ化
- メールアドレスやメール配信の設定変更
- パスワードの変更
- 秘密の鍵と暗証番号の変更
- マイナンバーとの連携を解除
- サービス利用停止申請

🏠 ログアウト

修正して再申請を実施する場合は【申告内容を修正し再提出する】ボタンをクリックしてください。

P.14 章-36 「申告書の作成（前年の申告内容表示）」へ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「老齢年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の場合

トップページ > オンラインで届書の確認と申請をする > 老齢年金の申請内容を照会する

老齢年金の申請内容を照会する

1 質問及び回答内容

順番	質問	回答
1	公金受取口座の登録	登録済み
2	配偶者または、18歳未満の子	いない
3	年金の受け取り状況	受け取っている
3-1	受給年金の種類	遺族厚生年金又は寡婦年金
4	加入記録のもれや誤り	もれ・誤りなし
5	年金の受け取り方法	65歳から請求する

2 お客様情報

基本情報

項目名	申請内容
国外居住の有無	1.国内居住
別居者の住所	
障害	0.障害者に該当しない
障害手帳の等級等	

他の所得者が控除を受ける扶養親族等

項目名	申告内容
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	

[① ねんきんネット（トップページ）へ戻る](#)
[② 申請内容を修正し再申請する](#)
[③ 電子申請メニューへ戻る](#)
[④ 申請済申請書一覧画面へ戻る](#)

修正して再申請を実施する場合は【申告内容を修正し再申請する】ボタンをクリックしてください。

※「再申請が必要です」と返戻した場合のみ表示されます。

P.14 章-10 「老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）」へ

「ねんきんネット」ご利用ガイド＜パソコン版＞

「年金受取機関変更届」の場合

年金受取機関変更届の申請内容を照会する

1 質問及び回答内容

順番	質問	回答
1	公金受取口座の登録	登録済み
2	支援給付金の受給状況	受け取っている

2 基本情報

項目名	申請内容
基礎年金番号	1234-567890
生年月日	昭和45年 7月10日
受給権者氏名	年金 太郎

ねんきんネット（トップページ）へ戻る

電子申請メニューへ戻る

申請済申請書一覧画面へ戻る

新規作成する

申請内容を修正し再申請する

申請に誤りがあり、新規で申請する場合は、【新規作成する】ボタンをクリックしてください。

修正して再申請を実施する場合は【申告内容を修正し再申請する】ボタンをクリックしてください。

※「再申請が必要です」と返戻した場合のみ表示されます。

P.14 章-50 「受取金融機関（口座）を変更する（注意事項）」へ

P.14 章-52 「受取金融機関（口座）を変更する（事前確認）」へ